

令和8年度

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

●4月1日(水)～30日(木)
 本庁2階税務課または各支所、甌島振興局の地域振興課
 ▼土地価格等縦覧帳簿Ⅱ土地の所在、地目、地積、価格
 ▼家屋価格等縦覧帳簿Ⅱ家屋の所在、家屋番号、建築年、種類、構造、床面積、価格
 令和8年度固定資産税(土地)家屋の納税者およびその代理人(委任を受けた者)
 ①マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書など本人確認ができるもの、委任状(代理人の場合)
 ②本庁税務課土地G(内2241)、家屋G(内2251)または各支所、甌島振興局
 不動産登記名義人の氏名・住所の変更登記が義務化されます
 令和8年4月1日から不動産所有者の氏名や住所の変更登記の義務化が始まります。
 ▼登記名義人の住所や氏名を変更した場合は、2年以内に変更手続きが必要です。
 ▼現在の住所と登記上の住所が異なる場合は、令和10年3月末までに変更手続きが必要

本庁市民課窓口の時間延長・休日窓口開設

引越越しシーズンの窓口の混雑緩和のため、次のとおり、本庁市民課窓口の時間延長および休日開設を実施します。
 ■平日の時間延長
 3月23日(月)～4月3日(金) 18時30分まで
 ■休日の窓口開設
 3月29日(日)、4月5日(日) 8時30分～17時15分
 本庁2階市民課
 ※休日の本庁舎出入口は、東側のみです。
 ①住所変更(転入・転居、転出に伴う手続きのみ)
 ※通常の証明発行などは行っておりませんので、マイナンバーカードでのコンビニ交付をご利用ください。
 ※期間中は、窓口が大変混雑する場合があります。
 ※転入・転居届出については、引越越し後14日以内であれば届出が可能です。
 ※転入・転居に伴うマイナンバーカードの処理が、当日中にできない場合があります。
 ※本市から他市町村へ引越越しされる方は、マイナンバーから転出手続きができます。
 ※窓口の混雑状況は、市公式

です。
 ※正当な理由なく手続きを怠った場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。
 ※詳しくは、☎または☑にご確認ください。
 ②唐居島地方務局川内支局(内23)6381



▲法務省

介護予防元気度アップ事業ポイント転換申請

令和8年度介護予防元気度アップ事業の利用券交付を開始します。
 ※各地区コミュニティ協議会に設置していた、臨時受付特設会場は令和8年度から廃止します。
 ③4月6日(月)～9月30日(水) 本庁6階603会議室または各支所、甌島振興局、市民サービスセンター
 ※4月20日(月)以降は、本庁6階603会議室から本庁2階介護保険課窓口に変更します。
 ④令和7年度介護予防元気度アップカードに氏名、住所、連絡先を明記の上、直接 ⑤身分証(運転免許証、マイナンバーカードなど)

窓口の受付状況の確認方法

LINEメニュー画面の「基本メニュー」→「窓口混雑状況」から確認できます。
 ④本庁市民課住民G(内254)

④4月1日(水)からは、課名を介護保険課に変更します。
 ⑤本庁高齢・介護福祉課包括支援G(内2677)

▲高齢者支援型 ▲参加型

令和7年叙勲・褒章受章

叙勲・褒章は、大きな功績を挙げた方々を表彰する国の制度です。
 令和7年は次の方々を受章の栄に浴されました。長年にわたるご功績に敬意を表します。
 (順不同・敬称略)
 ※掲載に本人の同意をいただいた方のみ
 ■旭日小綬章
 (地方自治功労) 瀬尾 和敬 萩谷院町下手 元薩摩川内市議会議員
 新原 春二 矢倉町 元薩摩川内市議会議員
 瑞宝小綬章 (防衛功労) 健二郎 宮内町 元陸上自衛隊第24普通科連隊長
 (検察官功労) 徳永 早美 樋脇町塔之原 元鹿児島区検察庁副検事
 旭日双光章 (納税功労) 田島 賢一 入来町副田 現(社)鹿児島県法人会連合会副会長
 ■瑞宝双光章 (教育功労) 上屋 和夫 陽成町 元公立小学校長
 柳田 利久 入来町浦之名 元公立小学校長
 山本 元弘 平佐町 元公立小学校長
 福山 義幸 大王町 現保護司
 (更生保護功労) 山下 隆広 宮崎町 元2等陸尉
 古川 増美 平佐町 元1等陸尉
 (防衛功労) 湯田 春雄 網津町 元警視庁警部
 今村 克典 田海町 元鹿児島県警部
 (郵政事業功労) 米森 寿美男 入来町副田 元特定郵便局長
 有馬 博徳 勝目町 元特定郵便局長
 小宮 生徳 上飯町中飯 元特定郵便局長
 (警察功労) 馬場 実男 入来町副田 元千葉県警部補
 藤崎 照三 宮崎町 元鹿児島県警部補
 (消防功労) 堀切 俊美 入来町浦之名 元消防団分団長
 小牧 純一 中村町 元消防団団長
 (地方自治功労) 大里 實廣 入来町副田 元入来町議会議員
 飯塚 広文 大小路町 元3等空尉
 原 国照 楠元町 元3等空尉

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)が始まります

③4月1日(水)～
 ※利用前に施設との事前面談などが必要です。
 ④市内の保育所、認定こども園など
 ⑤保護者の就労状況にかかわらず保育所などの利用が可能
 ※子ども一人当たり月10時間まで
 ⑥保育所などに在籍していない生後6カ月から満3歳未満の子ども
 ※おやつ代などの実費負担があります。
 ※料金は施設によって異なりますので、利用前にご確認ください。
 ※利用方法や利用可能施設など詳しくは、市☎をご確認ください。
 ⑦本庁子育て支援課保育G(内2353)
 ◀市☎



◀市☎